



Webアクセシビリティ

Webアクセシビリティとは

- ▶ Webのインターネット上のさまざまな情報(テキスト・画像・動画など)の閲覧を可能にするシステムのことと、
アクセシビリティの利用者が機器・サービスを円滑に利用できることという意味が合わさり、

Webアクセシビリティとは、
高齢者・障害者が閲覧しやすいWebページにすること という意味になる

Webアクセシビリティの周辺概念

▶ ユーザビリティ (Usability)

使い方がわかりやすく、誰にでも簡単に使うことができるという意味合いで使われる。

従来は、使いにくさや判りにくさなどのマイナス面がどれだけ小さいかを表す概念だったが、現在では使いやすさや判りやすさというプラスの面を積極的に求める概念として使われるようになった。

Webアクセシビリティの周辺概念

▶ バリアフリー

高齢者・障害者が社会に参加し日常生活をおくるには、多くの障壁（バリア）がある。その障壁を取り除くことをバリアフリーという。

例として音楽付きの交差点信号機や道路の段差をなくすことなどが挙げられる。

以前は、情報通信関係でも以前はバリアフリーという用語が使われていたが、最近ではアクセシビリティのほうがよく用いられている。

Webアクセシビリティの周辺概念

▶ アクセシビリティ（accessibility）

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されている。

一般的には、「**利用者が機器・サービスを円滑に利用できること**」という場合に使われている。

→Webページでいえば、目的の情報をいかに容易に得られるかということになる。通常は、身体障害者や高齢者などに優しいWebページを作成することや、Webページの読み上げソフトや身体障害者用のマウスやキーボードなど技術的な支援のことを指す。

Webアクセシビリティの周辺概念

▶ ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、1970年代に建築分野で障害の有無や年齢に関係なく誰もが利用できて、使いやすい製品や環境にしようという設計方法から始まった。

身体障害者や高齢者などハンディを持つ人の障壁を取り除くことをバリアフリーというが、ユニバーサルデザインは設計のときからバリアフリーを考慮した設計にすることである。

また、Webアクセシビリティとは、Webページ作成におけるユニバーサルデザインであるとも考えられる。

Webアクセシビリティの意義と動向

- ▶ アクセシビリティに考慮することは、障害者や高齢者への「思いやり」ではなく、すべての人が平等に社会生活をするための「権利」であり「義務」ともいえる。



憲法では基本的人権として

「第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」

「第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としている。

現在の社会において、インターネットによる情報の受発信は日常生活や社会活動をするのに不可欠なものになってきている。

つまりそれにおける機会均等の環境を保障することは、国民の権利・義務であると考えられる。

米国の「リハビリテーション法508条」

- ▶ 米国では、1973年にリハビリテーション法504条により、障害者の権利が法律として保障された。当初は行政機関にのみ適用されていたが、1990年の「障害を持つアメリカ人法（ADA）」により民間にまで適用が広がった。

さらに1998年には連邦政府における電子情報技術を障害を持つ職員が障害を持たない職員と同等に利用できるようにすること、連邦政府が提供する情報・データに障害を持つ国民が障害を持たない職員と同等に利用できるようにすることを義務づけ、2001年から施行されている。

ウェブコンテンツ J I S

- ▶ 2004年に、Webアクセシビリティに関する J I S、『高齢者・障害者等配慮設計指針－情報機器における機器、ソフトウェア及びサービス－第三部：ウェブコンテンツ』が制定。

▶ ウェブコンテンツ J I S の位置づけ

J I S（日本工業規格）とは、工業製品（サービスも含む）の標準規格。

J I S に準拠していることは、他の製品・サービスと互換性があり、一定の品質を備えていることを示すものでもある。

J I S のなかに「高齢者・障害者等配慮設計指針」のシリーズがあり、そのなかに「情報通信における機器、ソフトウェア、サービス」のシリーズ X 8 3 4 1 があり、

さらにそのなかの第3部（X 8 3 4 1 - 3）が「ウェブコンテンツ」になっている。

ウェブコンテンツ J I S

▶ ウェブコンテンツ J I Sの目的

ウェブコンテンツ J I Sの目的として、規格序文を引用

「この規格は、主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人が、これらの情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、ウェブコンテンツを企画、設計、開発、制作、保守及び運用するときに配慮すべき事項として明示したものである。」

このように、単にWebページだけでなく情報通信一般を対象としていること、制作だけでなく企画や運用など幅広いプロセスを対象にしていることがわかる。

ウェブコンテンツ J I S

▶ ウェブコンテンツ J I S の構成

序文

1 適用範囲

2 引用規格

3 定義

4 一般的原則

5 開発及び制作に関する個別要件

6 情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件

附属書1（参考）ウェブコンテンツに関する例示

附属書2（参考）関連規格

ウェブコンテンツ J I S

▶ ウェブコンテンツ J I S の内容

「4 一般的原則」と「5 開発及び制作に関する個別要件」について、どのようなことが書かれているのか

「4 一般的原則」

ここでは、ウェブコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、基本方針、基本的要件、推奨要件を示している。

「4. 1 基本方針」では、次の3つをあげている。

- ・ウェブコンテンツを企画・制作するときに、可能な限り高齢者・障害者が操作又は利用できるように配慮する。
- ・ウェブコンテンツは、できるだけ多くの情報通信機器、表示装置の画面解像度及びサイズ、ウェブブラウザ及びバージョンで、操作又は利用できるように配慮する。
- ・ウェブコンテンツの企画から運用に至るプロセスで情報アクセシビリティを常に確保し、更に向上するように配慮する。

ウェブコンテンツ] I S

「4. 2 基本的要件」では、どのような障害を持つ人の利用を想定するべきかを示し、「～でなければならない」ことをあげている。

- ・視覚による情報入手が不自由な状態でも利用できる
- ・聴覚による情報入手が不自由な状態でも利用できる
- ・特定の身体部位だけでの入力方法に限定しない
- ・身体の安全を害することなく利用できる

「4. 3 推奨要件」では、さらに進んで「～することが望ましい」ことを示している。

- ・認知及び記憶への過度な負担をかけずに、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
- ・利用する情報通信機器及び利用環境を限定せずに、多様な環境でも、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
- ・情報通信機器及びウェブブラウザの操作及び利用に不慣れな利用者でもウェブコンテンツを操作又は利用できる。

ウェブコンテンツ J I S

「5 開発及び制作における個別要件」

「4 一般的原則」を実現するために、「5 開発及び制作における個別要件」では、次の9つのパートにわけて、それぞれの留意点を示している。

- ・規格及び仕様への準拠 ・構造及び表示スタイル
- ・操作及び入力 ・非テキスト情報 ・色及び形
- ・文字（大きさを閲覧者が変更できること、背景色を考慮することなど）
- ・音（音声だけで情報を伝えるのではなく代替手段も必要）
- ・速度（ページの自動移動や、画像の置換速度など）
- ・言語（文字化けの防止、日本語ページに外国語を多用しないことなど）

ウェブコンテンツ J I S

「5. 2 構造及び表示スタイル」では、次の留意点をあげている。

「～ならない」と「～望ましい」を使い分けていることに注意が必要。

- ・ウェブコンテンツは、見出し、段落、リストなどの要素を用いて文章の構造を規定しなければならない。
- ・ウェブコンテンツの表示スタイルは、文書の構造と分離して、書体、サイズ、色、行間、背景色などをスタイルシートを用いて記述することが望ましい。ただし、利用者がスタイルシートを使用できない場合又は意図的に使用しないときにおいても、ウェブコンテンツの閲覧及び理解に支障を生じてはならない。
- ・表は、わかりやすい表題を明示し、できる限り単純な構造にして、適切なマーク付けによって、その構造を明示しなければならない。
- ・表組みの要素をレイアウトのために使わないことが望ましい。
- ・ページのタイトルには、利用者が識別できる名称をつけなければならない。
- ・フレームは、必要以上に用いないことが望ましい。使用するときは、各フレームの役割が明確になるように配慮しなければならない。
- ・閲覧しているページがウェブサイトの構造のどこに位置しているかを把握できるように、階層などの構造を示した情報を提供することが望ましい。

まとめ

- ▶ ①高齢者・障害者が閲覧しやすいWebページにすることをWebアクセシビリティという。
- ▶ ②ユーザビリティとは人間工学では古くから用いられてきた用語で、従来は、使いにくさや判りにくさなどのマイナス面がどれだけ小さいかを表す概念だったが現在ではむしろ、使いやすさや判りやすさというプラスの面を積極的に求める概念になってきた。
- ▶ ③アクセシビリティに考慮することは、障害者や高齢者への「思いやり」ではなく、すべての人が平等に社会生活をするための「権利」であり「義務」である。